

福島復興再生基本方針（案）に対する県知事意見

1. 本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保

東日本大震災及び原子力発電所事故から6年が経過し、福島復興及び再生に向けた取組には着実な進展が見られる一方で、地域により復興のステージが異なるほか、避難生活の長期化に伴い避難者の抱える課題が多様化・複雑化しているなどの課題が山積していることから、当県の復興は長期に及ぶものである。

特定復興再生拠点区域を含む帰還困難区域の復興及び再生、避難指示解除後の生活環境の整備、ふくしま復興再生道路等のインフラ整備、営農再開など農林水産業の再生をはじめとした事業・生業の再建、福島12市町村の将来像や福島イノベーション・コースト構想の着実な推進、福島全域での安全・安心に暮らせる生活環境の実現、被災者の生活支援、風評被害の払拭等のために、福島復興再生基本方針で国が講じることとされた施策・事業について、第1. 2「基本姿勢」の「国は、(中略) 復旧・復興に長期間を要するなどの原子力発電所の事故による災害という特殊な事情を踏まえつつ、長期にわたることが見込まれる本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を確保し、責任を持って臨む」との記載を確実に履行し、必要な予算をしっかりと確保すること。

2. 避難指示・解除区域の復興及び再生

(1) 避難指示が出された市町村は、原子力災害の影響が最も大きい地域であり、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を踏まえ、当該市町村の復興及び再生に責任を持たなければならない。

第2. 1「基本的考え方」の「避難指示の解除は復興の第一歩であり、避難指示解除後の本格的な復興のステージにおいても、地域のコミュニティ形成への配慮や固有の文化・伝統への配慮など、市町村ごとの課題にきめ細かく対応する」との記載のとおり、国は、当県及び市町村と緊密に連携しながら、第2部全般に掲げる施策を確実に履行し、保健・医療、買い物環境の整備、地域公共交通網の形成、学校教

育の再開や魅力ある教育環境、防犯対策等の生活環境整備はもとより、福島相双復興官民合同チームの機能強化を通じた産業の再生や雇用創出、インフラ整備などを進めて、福島12市町村の将来像の具体化を図ること。

- (2) 住民の放射線の健康影響等に関する不安払拭のため、国は、生活圏の線量モニタリング、放射線相談員による相談体制の整備等を引き続き進めるほか、リスクコミュニケーションにも取り組み、個人の追加被ばく線量を、長期目標として年間1ミリシーベルト以下にすることを旨とするための措置を講じること。

また、国は、中間貯蔵施設の整備について責任を持って進めるとともに、輸送の本格化に伴い増大する運搬車両・工事車両等に対する住民の安心を確保するため、地元自治体と協議の上、第2.2(3)オ前段の「工用道路の整備など必要な道路交通対策」を確実に実施し、中間貯蔵施設に貯蔵する除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内の福島県外での最終処分に向け、第2.2(3)オの「減容・再生利用等に関する技術開発等を、国民の理解の下、推進するとともに、再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。」との記載を遵守すること。

- (3) 第1.1「意義・目標」の「帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。」との考えの下で、国は、関係市町村の声に丁寧に耳を傾け、最後まで寄り添って帰還困難区域の復興及び再生を進めること。

特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定等に当たっては、国は、第3に記載の事項を確実に履行するとともに、土壌等の除染等の措置や、各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物の取扱いについては、当県及び市町村等と緊密に連携し責任を持って対応すること。

特に、特定復興再生拠点区域の設定及び認定基準の運用面について、関係市町村間で復興再生拠点の規模や計画内容、市町村における拠点数など、その考え方は様々であることから、国は、第3(4)の「当該計画の認定に当たっては、特定復興再生拠点区域について、法令に

のつとつた上で、特定避難指示区域市町村の意向を十分に踏まえ柔軟な設定を認めることが必要である。」との記載を遵守すること。

3. 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現

福島の復興及び再生のためには、福島で安心して暮らし、子どもを
生み育てることができる生活環境を実現することが不可欠である。多
くの福島の住民、特に子育て世代が、放射線の健康への影響に対する
不安やストレスを抱えている。県内全域において、放射線による健康
上の不安の解消や安心して暮らすことのできる生活環境を実現するた
め、分かりやすいリスクコミュニケーションの推進、県民健康調査の
実施、農林水産物等の放射性物質濃度の測定等の推進、教育機会の確
保等、第4に記載の施策・事業について、国は責任を持って総合的か
つ体系的に進めること。

4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等

福島の地域経済再生のため不可欠となる、福島イノベーション・コ
ースト構想の着実な推進、「福島新エネ社会構想」の実現や、医療関連
産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業等の集積を図るため、国
は、第7に記載の施策・事業について確実に実施すること。

5. その他福島の復興及び再生を推進するための措置

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、原子力に
依存しない社会づくりを目指す当県にとって、復興及び再生の大前
提である。

第1. 1「意義・目標」の「国が前面に立ち、国内外の最高の叡
智を結集することにより、廃止措置終了に向けて安全かつ着実に成
し遂げる。」との記載のとおり、引き続き、国が責任を持って取り組
むとともに、新たな風評を招くことのないよう、東京電力への指導
を行い、正確かつ分かりやすい情報発信を強化すること。

(2) 特に原子力被災 12 市町村においては、イノシシ等の鳥獣による

被害が極めて深刻であることから、国は、第10.1(2)に基づき、当県及び市町村と緊密に連携して、現状に即した鳥獣被害対策をより一層確実に実施すること。

- (3) 今なお残る風評の払拭に向けては、環境放射線モニタリングや農林水産物等の放射性物質検査結果の国内外への発信、農林水産物の販売不振の実態と要因の調査及びそれに基づく必要な措置、福島の実況や放射線影響に関する正しい情報の提供、国内外からの福島への誘客促進、農林水産物・食品に対する輸入規制撤廃に向けた働きかけなど、第5.2(3)及び(6)に記載の施策・事業について、関係省庁が一体となって全力で継続的に取り組むこと。
- (4) 平成32年に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、「復興五輪」として当県が復興に向かいつつある姿を世界に発信する機会となるよう、国は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承等のため設置する、国営追悼・祈念施設（仮称）や情報発信拠点（アーカイブ）の整備について、当県及び市町村と緊密に連携して取り組むこと。
- (5) 当県の復興及び再生を進めていく上では自治体職員等の確保が不可欠であり、国は、当県及び県内市町村の人員確保に対する必要な措置を継続すること。
- (6) 第1.2「基本姿勢」の「福島の復興及び再生には、中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。」との記載を踏まえ、「復興・創生期間」後の福島の復興及び再生のあり方については、当県の特殊な状況に鑑みて、今後適切に対応すること。